

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先 の皆様 や価値創造を図る事業者の皆様との 連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを 構築 するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン 全体の共存共栄と規模・系列等 を超えた 新たな 連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「 Tier N 」から「 Tier N+1 」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、 既存の取引関係や企業規模等を超えた連携 により、取引先との共存共栄の構築を目指 します。その際、災害時等の事業継続 や働き方改革 の観点から、取引先のテレワーク導入 や BCP (事業継続計画)策定 の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

企業間の連携

A) 取引先の資金繰りを 円滑に するため、取引先の請求書が当社に 届き次第、取引先への支払を現金決済で行っています。

B) 取引先担当者が希望すれば、請求金額の支払を銀行振込で行っています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」) を遵守し、取引先とのパートナーシップ 構築の妨げとなる 取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を 行いません。取引対価 の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、 労務費上昇分の影響を考慮するなど 下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議 します。取引対価の決定を含め 契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面 等による明示・交付を行います 。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います 。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます 。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産 取引 に関するガイドラインや契約 書のひな形に基づいて取引を行い、 片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用した ノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革 等に伴うしわ寄せ

取引先も 働き方改革に対応 できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注 や急な仕様変更 を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2021 年 11 月 3 日

<u>株式会社さかの</u>	<u>代表取締役 三輪 眞</u>
企 業 名	役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき 指導又は助言が行われた場合 など、本宣言 が履行されていないと認められる場合 には、本宣言の掲載が取り やめ になることがあります。